

グリーン調達基準

第9版

2023年3月

DAIKENグループ

目 次

1. 目的	3
2. 適用範囲	3
3. グリーン調達の基本となる考え方	3
4. お取引先様への要求事項	3
4-1. 環境経営に関する要件	3
4-2. 納入製品に関する要件	4
5. グリーン調達の運用	5
6. その他	6

別表	禁止物質及び監視物質
様式-1	グリーン調達に関する調査表
様式-2	合法性木材の担保に関する調査表
様式-3	合法性確認のための情報提供

【改定履歴】

2004年12月	初版発行
2007年 3月	全面改定
2008年 9月	部分改定
2010年 9月	部分改定
2011年 4月	部分改定
2013年 4月	部分改定
2018年 7月	部分改定
2021年 6月	部分改定
2023年 3月	部分改定

1. 目的

DAIKENグループ(以下、当社グループ)は、グリーン調達(=地球環境への負荷が少ない資材・製品の調達)を推進して、地球環境に配慮したモノづくりと製品を拡充するため、この調達基準に基づいて、お取引先様と環境保全活動に関する問題の共有化と相互協力を行い、地球環境保全活動に取り組んでまいります。

2. 適用範囲

この基準は、当社グループに納入していただく全ての製品^{※1)}・資材^{※2)}およびそれらの包装^{※3)}を構成する物品の調達活動に適用します。

- ※1 製品：お取引先様に設計・製造委託している完成製品及び半完成製品、施工用接着剤やメンテナンス用ワックスなどの部材的な製品も含まれます。
- ※2 資材：当社グループで生産に使用する原材料・部品で工程に投入される直前までのもの、製品に同梱される部品・部材を含みます。
- ※3 包装：当社グループに納入する部品・資材の包み込み、保護、および配送に用いる包装を含みます。

3. グリーン調達の基本的な考え方

1) 環境保全活動を推進しているお取引先様からの調達

品質(Q)、価格(C)、納期(D)、技術開発力、サービス等に加え、環境保全活動(E)に積極的に取り組んでいるお取引先様から調達します。

2) 環境負荷が少なく、指定有害物質を含まない資材および製品の調達

国内外の化学物質管理規制に対応すべく、本基準の「4-2. 納入製品に関する要件 1)」にて定める化学物質管理規準を遵守した資材や製品を調達します。

3) 資源の持続的な利用に繋がる木材・木材製品の調達

合法性^{※4)}が確認できない木材・木材製品を排除し、管理された森林^{※5)}から産出された木材(森林認証材、国産材、植林木など)やリサイクル材(木質繊維板など)の利用を推進することにより、資源の持続的な利用に繋がる木材・木材製品を調達します。

- ※4 合法性：伐採に当たって、原木の生産される国または地域における森林に関する法令に照らし、手続きが適切になされたものであること。
- ※5 管理された森林：本基準では、施業計画に基づき、「成長量に見合った伐採を行っている」、「伐採後に適切な植栽を行っている」など、木質資源を循環的・持続的に利用するため、森林の保続に対する適切な管理がなされている森林を指す。

4. お取引先様への要求事項

お取引先様の環境への取り組みに関する選定評価基準は、4-1. 及び4-2. の通りです。評価結果が芳しくない場合には、取引を見直すことがあります。

4-1. 環境経営に関する要件

1) ISO14001、エコアクション21、KES・環境マネジメントシステムスタンダード等の第三者認証を取得していること。または、以下の6項目を含んだ環境マネジメントシステムを自社構築していること。

- (1) 環境方針の策定

- (2) 環境管理責任者と環境マネジメント組織体制の設置
 - (3) 環境関連法規制の把握と順守
 - (4) 環境目的、目標、計画の策定と実施
 - (5) 従業員に対する環境教育の実施
 - (6) 法規制の遵守状況、および環境活動状況の定期的な確認
- 2) 地球環境保全への取り組みとして、下記の項目について取り組んでいること。
- (1) 地球温暖化防止（省エネの推進、温室効果ガス排出量の削減、再生可能エネルギーの利用）
 - (2) 廃棄物の排出量削減
 - (3) 化学物質の適正管理
 - (4) 資源消費量の削減、リサイクル材や持続可能な資源の利用
 - (5) 包装・梱包材の環境負荷削減
 - (6) 環境評価の実施（大気汚染防止、水質汚濁防止、土壌汚染防止、騒音防止）
 - (7) 生物多様性への配慮（自然生態系の転換の撲滅、NDPE原則（森林破壊ゼロ・泥炭地開発ゼロ・搾取ゼロ No Deforestation, No Peat, No Exploitation）等）
- 3) グリーン購入の基準を設定し、製品の資材や部品に対して、グリーン購入を実施していること。
- 4) お取引先様および製品の環境情報（温室効果ガス排出量のデータ等）や、環境保全の取り組み状況などを積極的に開示している、または当社に提供できること。
- 5) 過去2年間に環境関連法規制による処罰を受けていないこと。

4-2. 納入製品に関する要件

1) 化学物質管理基準

納入製品は、次に掲げる化学物質使用基準を順守することを要求します。

(1) 禁止物質

国内外の法規制及び当社グループの自主規制により、製品に意図的に添加することを禁止した物質で、以下の物質を指します。詳細は、「禁止物質及び監視物質」（別表）を参照して下さい。

- ①化審法の第1種特定化学物質及びPOPs物質（残留性有機汚染物質 Persistent Organic Pollutants）
- ②労働安全衛生法の製造等禁止物質
- ③厚生労働省の室内空気汚染化学物質の対象物質
- ④当社グループ自主規制物質

なお、意図的な添加以外の禁止物質については、国内外の法規制及び当社グループの自主規制に則って判断されます。

(2) 監視物質

禁止はしていないが、当社グループが含有量または放散量を規制する物質で、以下の物質を指します。詳細は、「禁止物質及び監視物質」（別表）を参照して下さい。

- ①厚生労働省の室内空気汚染化学物質の対象物質であって、建築基準法施行令の規制物質、建材・接着剤・印刷物など業界団体自主表示制度対象物質並びに当社自主規制物質
- ②PRTR対象物質のうち、当社グループが定める自主規制物質

2) 資源の持続的な利用に繋がる木材・木材製品の使用

合法性が確認できない木材・木材製品を排除し、以下の木材・木材製品を積極的に使用します。

(1) 管理された森林から産出された木材

①森林認証材 (F S C, P E F C, S G E Cなどの森林認証材)

②国産材

③植林材 (植林の施業計画が明らかにされている天然林からの伐採木材を含む)

など

(2) リサイクル材 (建設廃材、間伐材、林地残材、合板・製材端材、梱包材等を有効活用した木材)

①木質繊維板

②パーティクルボード

など

3) 環境影響物質に関わる情報の入手

納入前に、SDS等の提出を要求します。変更があった場合には、速やかにSDSを更新し、提出することを要求します。

5. グリーン調達に関する調査等についてのご協力

この基準を遵守していることの確認のため、以下に規定する調査にご協力いただき、これらに係る証明書の提出をお願いいたします。なお、必要に応じて、当社グループによる監査等にて運用状況を確認させていただく場合があります。

1) お取引先様単位での調査

(1) お取引先様への要求事項に基づき、製品および環境保全の経営姿勢についての情報 (グリーン調達に関する調査表を提供していただきます。

(2) 環境マネジメントシステム構築等の環境経営全般について確認させていただきます。

2) 製品単位での調査

(1) 環境影響化学物質につきまして、SDS等の提示により製品ごとの含有量を確認させていただきます。

また、環境法規制対応上、調査を必要とする場合には、その非含有エビデンス (分析データ) の提出をお願いすることがあります。

なお、古紙、リサイクル原料等にあつては、自社工程内での意図的な添加がない場合は、当該化学物質は非含有とみなし、当該調査の適用除外とします。

(2) 木材・木製品の合法性、持続可能性の確認につきましては、クリーンウッド法の規定に基づき、関係書類の提出をお願いいたします。

なお、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木及び小径木 (間伐材を含む) 等の再生資源である木質材料については、証明は不要です。

3) 各調査表の回答内容に変更があった場合には、速やかに報告くださる様お願い致します。

4) 必要に応じて、取引基本契約書・覚書・納入仕様書、機密契約等でグリーン調達に関する条項を個別に取り決める場合があります。この場合は、個別契約を優先させていただきます。

5) お取引先から本目的でご提供いただいた情報は、当社グループ内で共有させていただきます。個人情報を除きサプライチェーンによる情報提供および顧客等への情報開示のために、ご提供いただいた情報を元に、当社の製品関連情報の一部として第三者に開示する場合があります。

開示に不都合があるお取引先は当社グループ各社にご連絡ください。

6. その他

この基準は、社会情勢の変化や法律の改正に応じて、代表取締役 社長執行役員を委員長とするサステナビリティ推進委員会の承認により、適宜改定します。

別表 禁止物質及び監視物質（4-2. 納入製品に関する要件）

分類	No.	名称	CAS No.	備考
(1) 禁止物質	1	化審法の第1種特定化学物質及びPOPs物質	—	①化審法の第1種特定化学物質及びPOPs物質(残留性有機汚染物質 Persistent Organic Pollutants)
	2	労働安全衛生法の製造等禁止物質	—	②労働安全衛生法の製造等禁止物質
	3	クロルピリホス	2921-88-2	③厚生労働省の室内空気汚染化学物質の対象物質
	4	ダイアジノン	333-41-5	
	5	フェノブカルブ	3766-81-2	
	6	放射性物質(注1)	—	
	7	短鎖型塩化パラフィン	—	
	8	カドミウム及びその化合物(注2)	7440-43-9等	④当社グループ自主規制物質
	9	六価クロム化合物(注2)	10588-01-9等	
	10	水銀及びその化合物(注2)	7439-97-6等	
	11	ポリ臭化ビフェニル(PBB)類(注2)	13654-09-06等	
	12	ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)類(注2)	32534-81-9等	
	13	鉛及びその化合物(注3)	7439-92-1等	
	14	アゾ染料・顔料(注4)	—	
(2) 監視物質	15	ホルムアルデヒド	50-00-0	①厚生労働省の室内空気汚染化学物質の対象物質であって、建築基準法施行令の規制物質、建材・接着剤・印刷物など業界団体自主表示制度対象物質並びに当社自主規制物質
	16	アセトアルデヒド	75-07-0	
	17	トルエン	108-88-3	
	18	キシレン	95-47-6	
	19	パラジクロロベンゼン	106-46-7	
	20	エチルベンゼン	100-41-4	
	21	スチレン	100-42-5	
	22	テトラデカン	629-59-4	
	23	フタル酸ジ-n-ブチル	84-74-2	
	24	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	117-81-7	
	25	ノナナール	124-19-6	
	26	ジクロロメタン(別名塩化メチレン)	75-09-2	②PRTR対象物質のうち、当社グループが定める自主規制物質
	27	エチレンオキシド	75-21-8	
	28	クロロエチレン(別名塩化ビニル)	75-01-4	
	29	ニッケル化合物	—	
	30	砒素及びその無機化合物	—	
	31	ベリリウム及びその化合物	—	
	32	ベンジリジジニトリクロリド	98-07-7	
	33	ベンゼン	71-43-2	

(注1): 74ベクレル/g以下のものは除く

(注2): 次の閾値以下の物は除く(水銀、六価クロム、PBB、PBDE: 1000ppm以下、カドミウム: 100ppm以下)

(注3): RoHS指令対象製品、部品・材料に限る

(注4): 特定アミン(ドイツ日用品規制で指定)を形成するアゾ染料・顔料で人体に長時間接触する用途に限る

(注5) 木材チップ等に六価クロムおよびヒ素が意図せずに含まれる場合には、下記の基準を満たしていること

六価クロムおよびヒ素の含有量は、(財)日本環境協会のエコマーク商品類型名「木材などを使用したボード」

の認定基準に従い、土壌汚染対策法施行規則に定める当該別表に掲げる含有量基準値以下

六価クロム(250mg/kg以下)、ヒ素(150mg/kg以下)

(注6) 木材等天然素材より自然放出される放散量は除く(例えばアセトアルデヒド、ノナナール)

宛

グリーン調達に関する調査表

貴社記入日： 年 月 日

会社名	
事業所名	
業態	<input type="checkbox"/> メーカー <input type="checkbox"/> 商社 <input type="checkbox"/> その他()
事業所所在地	
事業所Tel, Fax	
評価責任者名	(役職)

・ご回答にあたっては、弊社の「グリーン調達基準」を参照していただくようお願い致します。

・原則として、メーカーの方にご回答をお願い致します。

・必須事項の調査項目において「不適」のご回答の場合にはお取引を中止することがあります。

評価項目	評価基準	お取引先様回答欄 (該当項目の□を、■でチェック)
弊社『グリーン調達基準』への同意	弊社『グリーン調達基準』を遵守し、製品の環境影響調査、関係書類の提出に協力するか？	<input type="checkbox"/> する。 <input type="checkbox"/> しない。
環境マネジメントシステムの構築	環境マネジメントシステムを構築しているか。	<input type="checkbox"/> 構築済み <input type="checkbox"/> 構築計画あり <input type="checkbox"/> 構築していない
環境マネジメントシステムの構築(自社システムの評価)	環境マネジメントシステムは、以下の6項目の基準を満たしているか。 (1)環境に配慮した活動をするための、環境方針を定めている。 (2)環境活動を推進するための、環境管理責任者と環境推進組織・体制を設置している。 (3)環境に関する法規制等を入手し管理する仕組みとそれらを順守する仕組みがある。 (4)環境活動に対する目標・計画を立案しており、達成のための計画書を作成する仕組みがある。 (5)全従業員に対して、環境に関する教育や啓蒙活動を実施する仕組みがある。 (6)定期的な環境監査(法規制の順守状況や環境活動の確認など)の仕組みがある *ISO14001などの第三者認証を受けている場合は、上記6項目を満足しますので、回答は(いる、ある)にチェックを入れて下さい。	<input type="checkbox"/> 定めている <input type="checkbox"/> 定めていない <input type="checkbox"/> 設置している <input type="checkbox"/> 設置していない <input type="checkbox"/> 仕組みがある <input type="checkbox"/> 仕組みがない <input type="checkbox"/> 仕組みがある <input type="checkbox"/> 仕組みがない <input type="checkbox"/> 仕組みがある <input type="checkbox"/> 仕組みがない <input type="checkbox"/> 仕組みがある <input type="checkbox"/> 仕組みがない

第三者認証を受けている場合には認証機関を、第三者認証を受けていない場合には「未認証」とご記入ください。

第三者認証を受けている場合には認証番号を、第三者認証を取得計画中の場合には「計画中」とご記入ください。(計画のない場合は空白)

第三者認証を受けている場合には認証年月を、第三者認証を取得計画中の場合には「計画年月」をご記入ください。(計画のない場合は空白)

認証機関	
認証番号	
認証年月	

製品における禁止物質	当社グループに納入するすべての製品について、当社グループが規定する禁止物質を製品に含有していないことが確認できているか。 *具体的物質名等の詳細内容は、別表「禁止物質及び監視物質」を参照下さい。	<input type="checkbox"/> ①含有していない。 <input type="checkbox"/> ②含有している。(適用範囲※内) <input type="checkbox"/> ③含有している(適用範囲※外)、未確認(不適)
環境関連法令・規則の遵守	過去2年間に法律違反で処罰を受けていないこと。	<input type="checkbox"/> ①受けていない。 <input type="checkbox"/> ②受けている。(不適)
製品環境アセスメントの実施	製品の設計段階において、製品の環境負荷低減のための製品環境アセスメントを実施しているか。 部材調達・生産・物流・販売・使用・サービス・廃棄までのすべてのライフプロセスにおける環境影響を把握し、その影響を最小化するために改善施策を立案し、評価しているか。	<input type="checkbox"/> ①実施している。 <input type="checkbox"/> ②実施計画がある。 <input type="checkbox"/> ③実施していない。

※法規制や自主規制の適用範囲を指しています。

宛

合法性木材の担保に関する調査表

貴社記入日： 年 月 日

会社名	
事業所名	
事業所所在地	
事業所Tel、Fax	
回答者名	(役職)

質問番号	質問	お取引先様回答欄 (該当項目の□を、■でチェック)
C1	クリーンウッド法における『木材等』に該当する製品を納入しているか？	<input type="checkbox"/> 納入している。 (C-3、C-4を回答ください) <input type="checkbox"/> 納入していない。 (C-2、C-3を回答ください)
C2	(質問番号C1で『納入していない』を選択した場合のみ、ご回答ください) クリーンウッド法における『木材等』には該当しないが、一般通称的な『木材』が含まれる製品を納入しているか？	<input type="checkbox"/> 納入している。 <input type="checkbox"/> 納入していない。
C3	クリーンウッド法における木材関連事業者の登録をしているか？	<input type="checkbox"/> 登録している。(第一種のみ) <input type="checkbox"/> 登録している。(第二種のみ) <input type="checkbox"/> 登録している。(第一種及び第二種) <input type="checkbox"/> 登録していないが、今後する予定。 <input type="checkbox"/> 登録する予定はない。
C4	(質問番号C1で『納入している』を選択した場合のみ、ご回答ください) 合法性確認を行い、納品書に『合法性確認済』の記載をしているか？	<input type="checkbox"/> 記載している。 <input type="checkbox"/> 記載していない。(※)

※ 質問番号C4で『記載していない』を選択された場合は、以下提出書類を準備し、弊社担当までご連絡ください。

- ・合法性確認のための情報提供
クリーンウッド法における合法性確認ができていない品番、品名をご教示ください。
別シート『様式-3』に記入の上、ご提出ください。
- ・合法性確認のエビデンス
合法性確認の元となる証書類をご提出ください。(任意)

